警報発令時における休業および登下校について

ここでいう「警報」は，特別警報・暴風警報・大雨警報・洪水警報・暴風雪警報・大雪警報のことをさします。

発令時刻		対　　応
(1)	登校前	ア　警報が解除されるまで家庭において待機する。 イ　午前6時までに警報が解除された場合は，平常通り登校する。 ウ　午前6時から午前11時までに警報が解除された場合は，解除後原則１時間を経てから授業を開始するので，学校の連絡に従い，登校する。 エ　午前１１時を過ぎてから警報が解除された場合は休業とする。 ※安全面を第一に考え，道路や橋の損壊，家や樹木の倒壊等で危険な場合は，学校に連絡をし，自宅で待機する。
(2)	登校後	・警報発令時の気象状況，道路・交通の状況などから判断し，学校での待機，引渡しなどの対応を行う。 ・生徒を安全に帰宅させられると認める場合は，授業を中止して帰宅させる。
(3)	警報発令前	・（登校前，登校後に限らず）警報発令前であっても，生徒の安全確保の観点から判断し,休業や授業の打ち切りを決定する場合がある。

※始業時間の変更，引き渡し，授業を中止して生徒を帰宅させる等の対応を行う場合は，メール配信を行います。

＜給食の対応＞

・警報の発令が予想される場合には，その前日に翌日の給食の有無について判断をします。なお，授業が可能な時は，弁当をご準備願う場合があります。給食がある場合でも，給食の開始時刻を早めたり，簡易給食（パン・牛乳等）にしたりする場合もあります。

・緊急に下校させる場合など，給食を提供できない場合があります。そのため，各ご家庭において，保存食等の備蓄をお願いします。